

## 事故届（法第 63 条） 危険時の届出（法第 36 条）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、危険な状態になったとき又は事故が発生したときは遅滞なくその旨を知事、又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**危険な状態**になったとき
- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**災害が発生**したとき
  - 災害の発生日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度 等
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は**容器を喪失し、又は盗難**にあったとき
  - 盗難の場合、まず警察に届出ること。その後、県へ届出ること

### ○提出書類

- (1) 事故届書（様式第 58） ～ 2 部
- (2) 事故の内容を記した書類 ～ 2 部
  - ① 災害発生日時、場所及び原因
  - ② 高圧ガスの種類及び数量
  - ③ 被害の程度
  - ④ 新聞等に掲載された記事のコピー
- (3) 今後の対策を記した書類 ～ 2 部

# 事故が起こった場合の急報について

事故を確認した場合はただちに長崎県消防保安室あて  
下記連絡内容を電話・FAX等で至急連絡すること。

## 高圧ガス事故発生の緊急連絡

長崎県消防保安室 保安班 あて

1. 発生日時           年    月    日  午前・午後    時    分
2. 発生場所  住    所  
              事業所名
3. 事故の概要
  - ・ 対象ガス
  - ・ 使用状況
  - ・ 事象（爆発・火災・漏洩等）
4. 被害者の状況（人数、状態・関係者、部外者）
5. 物的被害の状況（事業所内・事業所外）
6. 現況
7. 対策状況
  
8. 連絡担当者  
   所属等  
   電話番号  
   F A X